

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年5月31日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 八田 貴史
山口 健司
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 令和5年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

4番 森本 豊 5番 藤村 絹子

9、閉会の日時 令和5年5月31日午後2時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第6回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 さて、委員の皆様には、農繁期の大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、4番森本豊委員、5番藤村絹子委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおり、西北集会所の南側になります。

本件については、譲渡人が高齢のため維持管理が困難なことから、所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は当該地に近接した農地を耕作され、また営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森本 4番、森本です。

1番の案件につきまして、5月26日に山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は耕作はされておらず、保全状態ですが、譲受人の農地及び、農業倉庫に隣接しており、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、を議題とします。1番から5番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは3ページをお開きください。議案第2号、令和5年度農用地利用集積計画（第2次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

4ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページの地図のとおり、木津川上流浄化センターの南側です。

4ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図のとおり、谷集会所の南東側です。

4ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおり、京田辺市との境界付近になります。

5ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおり、北稻八間集会所の南東側になります。

5ページに戻っていただき、5番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおり、西北集会所の南側になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から5番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号の1番から5番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番から5番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて6番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、
井上委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、5ページに戻っていただき、6番でございます。

【 提案説明 】

場所については20ページ及び21ページの地図のとおり、菅井にある近鉄の踏切東側と、北ノ堂地域の農免道路の西側になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号6番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号、6番の計画は議案どおり決定いたします。
井上委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井上委員にお伝えします。議案第2号、6番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 次に7番から12番の議案についてですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは、7番から12番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、6ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

8番から12番も同じ方となりますので、8番以降は経営状況は省略させていただきます。

場所については23ページの地図のとおり、華工房の北西側になります。

6ページに戻っていただき、8番でございます。

場所については先程の23ページと、24ページの地図のとおりです。24ページにつきましても、精華高架橋の北側になります。

7ページをお開きください。9番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおり、谷集会所から北側になります。

7ページに戻っていただき、10番でございます。

【 提案説明 】

場所については10ページと26ページの地図のとおりです。木津川上流浄化センターの南側で九百石川の西側になります。

8ページをお開きください。11番と12番は関連しますので、一緒に説明します。

11番でございます。

【 提案説明 】

12番でございます。

【 提案説明 】

場所については27ページの地図のとおり、ほうその保育所の西側になります。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは7番から12番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第2号7番から12番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号、7番から12番の計画は議案どおり決定いたします。
井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 井澤委員にお伝えします。議案第2号、7番から12番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 28ページをお開きください。
それでは報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については29ページの地図のとおり、南稲八妻集会所南側のガソリンスタンドの傍になります。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和5年7月5日水曜日午後3時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年7月5日水曜日午後3時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時40分